

登録PC基幹技能者講習事務規程

令和2年 3月 12日改定

(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会

登録PC基幹技能者講習事務規程

平成20年6月	3日	制定
平成23年6月	7日	改定
平成24年6月	5日	改定
平成25年5月	28日	改定
平成27年5月	28日	改定
平成29年6月	2日	改定
平成30年3月	15日	改定
令和 2年3月	12日	改定

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この登録PC基幹技能者講習事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会（以下「PC工協」という。）が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の3の2の規定による国土交通大臣の登録を受けた登録基幹技能者講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、同規則第18条の3の8の規定に基づき必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 プレストレストコンクリート工事業において、生産性の向上を図るとともに、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保していくためには、直接生産活動に従事する技能労働者の果たす役割が重要であることから、多能工として適切な作業方法、作業手順についての提案、調整、一般技能者に対する効率的な指揮指導、並びに前工程・後工程に係る他工種との連絡調整等を行うことのできるPC基幹技能者を、確保、育成、活用し、もって社会の進歩発展に寄与することを目的とする。

(称 号)

第3条 この規程に基づき、登録PC基幹技能者講習（以下「講習」という。）を修了した者に対し、「登録PC基幹技能者」の称号を付与する。

(講習の基本方針)

第4条 講習は講義および修了試験により行うこととする。

2 講習は、規則およびこれに基づく告示並びにこれらに係る通知によるほか、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施するものとする。

(講習事務を行う時間および休日)

第5条 講習事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 講習の実施日に講習事務を行う場合については、前項の規定は適用せず、第7条の講習実施計画書の定めるところとする。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日・祝祭日

(2) 12月28日から翌年1月5日までの日

(3) PC工協会長（以下「会長」という。）の定める日

(講習事務を行う事務所)

第6条 講習事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所 一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会

所在地 東京都新宿区津久戸町4番6号 第3都ビル

第2章 講習の実施計画と公示

(講習の実施計画)

第7条 会長は、毎年3月末日までに、当該年度の講習の実施時期、場所、回数、受講申込み方法等実施に関する事項を策定し、講習実施計画書を作成するものとする。

(講習の実施時期と実施場所)

第8条 講習の実施時期と実施場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 実施場所 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会
富士教育訓練センター
- (2) 実施時期 7月上旬～3月上旬

(講習実施の公示)

第9条 講習に係る公示は、PC工協のホームページ等により行う。

第3章 講習委員会

(講習委員会の設置)

第10条 講習を厳正かつ円滑に実施するために、合議制による講習委員会を置く。

(組織および講習委員の選任等)

- 第11条 講習委員会は、規則第18条の3の4第1項第2号イ又はロに該当する者2名以上を含む、5名以上の講習委員（うち1名は、平成20年国土交通大臣告示第362号の五又は六に該当する者）によって組織する。
- 2 講習委員は、PC工協理事会の推薦を得て会長が選任し委嘱する。
 - 3 講習委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(講習委員長)

- 第12条 講習委員会には講習委員長を置く。
- 2 講習委員長は、講習委員の互選により選任する。
 - 3 講習委員長は、講習委員会の職務を統括する。
 - 4 講習委員長に事故あるときは、講習委員長があらかじめ指名した講習委員が、その職を代理する。

(講習委員の解任)

- 第13条 会長は、講習委員が次のいずれかに該当する場合は、その講習委員を解任する。
- (1) 職務上の義務違反その他講習委員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (3) 講習委員から辞任の申し出があったとき

(講習委員会の職務)

- 第14条 講習委員会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 試験問題及び採点基準を作成するほか、合否判定基準を定める
 - (2) 試験結果に基づいて合否の判定を行う
 - (3) その他講習の実施及び運営に係わる必要事項を討議決定する

(会議および議決)

- 第15条 講習委員会は、講習委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は出席者の過半数をもって議事を決定し、可否同数のときは講習委員長の決するところによる。
 - 3 会議は、講習委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

(講習委員会の開催)

第16条 講習委員会の開催は、原則として5月、9月、12月、3月を目途に4回程度とする。

第4章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第17条 講習を円滑に実施するために、講習委員会の下部機関として運営委員会を設ける。

(運営委員の選任等)

- 第18条 運営委員会は、原則としてPC工協事務局長1名を含む6名程度の運営委員で構成する。
- 2 運営委員は、講習委員会の推薦により会長が選任し委嘱する。
 - 3 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(運営委員長)

- 第19条 運営委員会には運営委員長を置く。
- 2 運営委員長には、PC工協事務局長を充てる。
 - 3 運営委員長は、運営委員会の職務を統括する。
 - 4 運営委員長に事故あるときは、運営委員長があらかじめ指名した運営委員が、その職を代理する。

(運営委員の解任)

- 第20条 会長は、運営委員が次のいずれかに該当する場合は、その運営委員を解任する。
- (1) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (3) 運営委員から辞任の申し出があったとき

(運営委員会の職務)

- 第21条 運営委員会は、次に掲げる職務（試験委員会の職務に属するものを除く。）を行う。
- (1) 講習の実施ごとに担当者の編成、受講申込み要領、講習会実施要領等の案を作成し、講習委員会の承認を得る
 - (2) 講習に使用するテキスト、講義科目ごとの時間割及び講義の要点等の原案を作成し、講習委員会の承認を得る
 - (3) 講習の実施および管理・運営を行う
 - (4) 登録PC基幹技能者の育成確保及び評価活用に関する事項の調査・研究の検討を行い、講習委員会に報告する

(運営委員会の開催)

第22条 運営委員会は、講習委員会の開催に伴い、必要の都度開催する。

第5章 試験委員会

(試験委員会の設置)

第23条 講習の修了試験を円滑にかつ厳正に実施するために、講習委員会の下部機関として試験委員会を設ける。

(試験委員の選任等)

第24条 試験委員会は、5名以上の試験委員をもって構成する。

2 試験委員は、原則として一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会（以下「PC建協」という。）施工部会又は技術・技能者育成小委員会に在籍する者のうちから会長が選任し委嘱する。

3 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第25条 試験委員会に試験委員長を置く。

2 試験委員長は、試験委員の互選により選任する。

3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。

4 試験委員長に事故あるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職を代理する。

(試験委員の解任)

第26条 会長は、試験委員が次のいずれかに該当する場合は、その試験委員を解任する。

(1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(3) 試験委員から辞任の申し出があったとき

(試験委員会の職務)

第27条 試験委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 試験の実施ごとに試験問題および採点基準の案を作成し、講習委員会に上申する

(2) 試験の実施ごとに担当者の編成、受験申込み要領及び試験実施要領等の案を作成し、講習委員会の承認を得る

(3) 答案を採点し、結果を講習委員会に上申する

(試験委員会の開催)

第28条 試験委員会は、必要の都度開催する。

第6章 講習の受講資格・申込み等

(受講資格)

第29条 講習を受講しようとする者は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

(1) プレストレストコンクリート工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）に定められている「とび・土工工事業」、「土木工事業」又は「鉄筋工事業」のいずれかの建設業について、10年以上の実務経験及び3年以上の職長経験を有する者

- (2) コンクリート橋架設等作業主任者又は1級若しくは2級の土木又は建築施工管理技士資格を有する者

(受講の申し込み)

第30条 講習を受講しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受講申込書(様式-1)
 - (2) 実務経験証明書(様式-2) (事業主等が証明したもの。申請者が事業主の場合は、記載した事実と相違ない旨の誓約を求める。)
 - (3) 労働安全衛生法第60条による職長教育修了証の写し又は事業主以外の元請の建設業者が証明したもの
 - (4) コンクリート橋架設等作業主任者又は1級若しくは2級の土木又は建築施工管理技士の合格者証の写し
 - (5) 受講票、写真票、受講料納付報告書(様式-3)
- 2 第33条の規定により修了試験のみを受験しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 受験申込書(様式-4)
 - (2) 講義受講免除申請書(様式-5)
 - (3) 受験票、写真票、受験料納付報告書(様式-6)

(受講および受験申込書の審査・受理)

第31条 受講又は修了試験受験の申し込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 必要な事項が記載され、必要な書類が貼付されていること
 - (2) 必要な書類が添付されていること
 - (3) 受講または受験申込者が第29条又は第33条に規定する資格を有している者であること
- 2 前項の審査は、第30条に定められた提出書類により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、第30条に定められた提出書類に不備を認めるときは補正させた後、受理するものとする。

(建設業の種類の評定基準)

第32条 建設業の種類は、受講申込者から提出された実務経験証明書の「実務経験の内容(工事名)」から、「とび・土工工事業」、「土木工事業」又は「鉄筋工事業」のいずれかであるかを評定し、「実務経験の期間」から、当該建設業に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験及び3年以上の職長経験の有無を評定する。

(修了試験不合格者の特例措置)

第33条 講習を受講したが、修了試験で不合格になった者は、最大2回かつ翌々年度までは、講義を受講しなくとも修了試験を受験することができる。

第7章 受講料および受験料等

(受講料及び受験手数料)

第34条 受講料の金額は、126,500円(消費税込み)とする。

- 2 第33条の規定による修了試験受験料の金額は、16,500円(消費税込み)とする。

(受講および受験料の収納)

第35条 受講申込者又は第33条の規定により修了試験を受験しようとする者(以下「受講申込者等」という。)は、受講料又は受験料(以下「受講料等」という。)を所定の銀行口座若しくは郵便振替払込で納付し、納付報告書を提出しなければならない。

(受講料等の返還)

第36条 収納した受講料等は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 第31条の審査の結果、受講又は受験資格を有しないと認められたとき
 - (2) PC工協の責に帰すべき事由により、受講または受験ができなくなったとき
- 2 受講料等の返還は、次の方法により行う。
- (1) 返還する理由を通知し、受講申込者等の指定する口座若しくは受講申込者等あてに返還する
 - (2) 返還する金額は、受講料等から所要の手数料を差し引いた額とする

第8章 講習の管理運営等

(講習の管理及び運営)

第37条 講習を厳正かつ円滑に管理・運営するために、講習会場に運営実施責任者を置くとともに、運営委員数名を配置する。

- 2 講習実施責任者には、運営委員長があたる。
- 3 運営委員は、各講習日の午前及び午後の講義中に写真票により、受講者本人であることを確認するものとする。

(講習に関する一般事項)

第38条 講習実施責任者は、講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講生に迷惑を及ぼす行為をした者に対して、退場をさせることができる。

第9章 講習の実施方法等

(講義の実施)

第39条 講義は、講習用テキスト並びにビデオ等を使用し、対面によるものとする。

- 2 講義は、5日間で、別表-1に掲げる内容で実施する。
- 3 講師は、教習科目について十分な知識と経験を有する者とし、会長が委嘱する。

(修了試験の実施)

第40条 講義内容について理解度を把握するために修了試験を行う。なお、試験は全科目の講義終了後にまとめて行うものとする。

- 2 修了試験は、講義内容に関連した問題を書面により4者択一方式で出題し、マークシートで回答するものとする。
- 3 試験日毎に試験問題を変更するものとする。
- 4 試験の出題数は40問とし、科目ごとの内容は、別表-1により実施する。
- 5 試験時間は2時間とする。

(試験会場の運営)

第41条 修了試験を厳正かつ円滑に行うために、試験会場には運営委員を配置する。

- 2 講習実施責任者は、試験会場の責任者として一切を指揮し、試験の実施を管理する。
- 3 運営委員は、試験会場における試験の実施、試験問題の配布、答案用紙の回収、管理を行う。

(試験に関する一般事項)

- 第42条 試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。
- 2 試験会場には、筆記用具以外の持ち込みを禁止するものとする。
 - 3 試験開始後30分までの遅刻者は、受験を認めるものとする。
 - 4 試験開始後30分を経過しなければ、受験者は退場できないものとする。
 - 5 試験時に配布した試験問題用紙等は、特に指定しない限り受験者に持ち帰らせてもよいものとする。

(受験中止の措置)

- 第43条 講習実施責任者は、試験において不正行為があった者に対して、受験を中止させ、退場させなければならない。
- 2 講習実施責任者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑をおよぼす行為をした者に対して、退場させることができる。
 - 3 講習実施責任者は、第1項および第2項の規定に基づく退場者があった場合には、遅滞なく、その氏名、退場させた理由等を講習委員会に報告するものとする。

(試験問題等の公表)

- 第44条 終了した試験問題及び合格判定基準は、PC工協ホームページ等で公表するものとする。

第10章 合否の判定方法等

(修了試験の合格判定基準)

- 第45条 修了試験の合格判定基準は、60点以上とする。

(合否の判定等)

- 第46条 答案の採点は試験委員会が行い、採点結果に基づいて講習委員会が合否を判定する。
- 2 会長は、講習委員会の判定を受け、修了試験の合否を決定するものとする。
 - 3 修了試験の合否者は、本人に通知するとともに、PC工協ホームページ等で公表するものとする。

第11章 登録PC基幹技能者講習修了証の交付等

(登録PC基幹技能者講習修了証の交付)

- 第47条 会長は、修了試験に合格した者に対し、規則第18条の3の6第8号で規定する登録PC基幹技能者講習修了証（以下「修了証」という。）を交付する。
- 2 修了証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 表面
 - ①登録基幹技能者講習の種目
 - ②修了証番号
 - ③氏名
 - ④生年月日
 - ⑤実務経験を有する建設業の種類
 - ⑥⑤の実務経験を有する建設業の種類について、土木工事業を除き建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められること。

- ⑦修了年月日
- ⑧交付者および登録番号
- ⑨顔写真（縦30mm×横24mm）
- ⑩修了証の有効期限

(2) 裏面

- ①氏名の変更
- ②実務経験を有する建設業の種類を追加
- ③②の建設業の種類について、土木工事業を除き建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められること。
- ④次の文言を記載する。
「表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効するものとする。」

(修了証の有効期限及び資格の更新)

第48条 修了証に記載する修了年月日は初回の修了年月日とし、有効期限は前回修了証の有効期限の翌日から起算して5年間とする。資格の更新事務の実施方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(修了証の再交付)

第49条 前条の規定により修了証の交付を受けた者が、修了証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、その申請により、修了証を再交付するものとする。

- 2 再交付を申請する者は、必要事項を記載した再交付申請書（様式-7）を提出するとともに、手数料として5,500円（消費税込み）を納入するものとする。

第12章 更新講習の実施

(講習修了証の更新)

第50条 登録PC基幹技能者は、修了証の有効期限前に、補うべき能力（知識等）を再確認し、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力（知識等）を修得することを目的とした更新講習を受講することにより、修了証の有効期限を5年間更新するものとする。

- 2 第47条2項の規定は、更新した講習修了証の記載事項について準用する。

(更新講習の実施方法)

第51条 更新講習の実施方法は、講義および試験とする。

(更新講習の実施計画)

第52条 会長は、資格期限の1年前より更新期間を設定し、更新講習の実施時期、場所、回数及び受講申込み方法等実施に関する事項を策定し、更新講習実施計画書を作成するものとする。

(更新講習の実施時期と実施場所)

第53条 更新講習の実施時期と実施場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 実施場所 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、那覇
- (2) 実施時期 7月下旬～9月上旬

(更新講習実施の公示)

第54条 更新講習に係る公示は、PC工協の広報誌およびホームページ等により行う。

(受講の申込み)

第55条 更新講習を受講しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受講申込書(様式-11)
- (2) 追加実務経験証明書(様式-12)
- (3) 第47条に規定する登録PC基幹技能者講習修了証の写し
- (4) 受講票、写真票、受講料納付報告書(様式-13)
- (5) 当初講習時に求められたコンクリート橋架設等作業主任者若しくは土木または建築施工管理技士の合格者証の写し

(受講申込書の審査・受理)

第56条 受講の申し込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること
 - (2) 必要な書類が添付されていること
 - (3) 受講申込者が第47条に規定する講習修了証を有している者であること
- 2 前項の審査は、受講申込書及び添付書類により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、受講申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させた後、受理するものとする。

(建設業の種類の変更に係わる判定基準)

第

57条 建設業の種類の変更に係わる判定基準については、第32条の規定を準用する。

(更新講習の受講料)

第58条 更新講習の受講料の金額は、18,700円(消費税込み)とする。

(更新講習の受講料の収納)

第59条 更新講習の受講料の収納、返還及び返還方法については、第35条及び第36条の規定を準用する。

(更新講習の内容)

第60条 講習の内容は、当初の講習において与えられた能力(知識等)および技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力(知識)の付与を目的としたものとし、関係法令の改正内容、施工管理等の変更内容など、当初講習時以降に修得すべき事項を含む内容とする。

2 更新講習は、半日(3時間40分)で、次に掲げる内容により共通部分および専門部分のテキストを使用して実施する。

- | | |
|---|-----|
| (1) 建設産業の現状と建設技能者の労働環境 | 10分 |
| (2) 登録基幹技能者制度と評価・活用状況
(基幹技能一般知識・基幹技能関係法令等) | 10分 |
| (3) 安全管理 | 60分 |
| (4) 施工管理・品質管理・工程管理・資材管理 | 60分 |
| (5) 原価管理 | 20分 |
| (6) 修了試験 | 60分 |

3 更新講習の講師は、共通部分及び専門部分の教習科目について、十分な知識と経験を有する者とし、会長が委嘱する。

(修了試験の実施)

第61条 試験問題の作成は、試験委員会および講習委員会にて行う。なお試験問題は講習の内容を踏まえたものとし、技術進歩や法令改正等に応じて継続的に見直し行うとともに、一定期間ごとに変更するものとする。

- 2 修了試験は、筆記試験により実施するものとし、出題形式は4者択一方式、出題数は20問とする。
- 3 修了試験の合否判定基準は60点以上とし、後日採点する。
- 4 合格判定基準に満たない場合には、通信教育により補習および効果測定(多岐選択式)を実施する。
- 5 前項に規定する補習・効果測定の実施により補うべき能力(知識等)が確認できた場合、修了試験合格者と認める。

(修了証の交付)

- 第62条 会長は、更新講習の修了試験合格者に対し、修了証の更新を認める旨を通知し、第47条で規定する講習修了証を新たに交付する。
- 2 更新後の修了証の有効期限は、従前の修了証の有効期限末日の翌日から起算して5年間とする。

(有効期限経過後の特別措置)

- 第63条 有効期限経過後1年以内を特別措置期間と定め、以下の2通りの方法で資格更新申込みを受付ける。
- 2 有効期限経過後6ヶ月以内の場合は、当該年度に実施される更新講習を受講することができる。
 - 3 有効期限経過後6ヶ月以上1年以内の場合は、当該年度に実施される登録PC基幹技能者講習の当初の認定講習(講義は免除)を受講することができる。
 - (1) 受験申込みは、特別措置登録PC基幹技能者講習修了試験受験申込書(様式-14)でおこなう。
 - (2) 修了試験受験料および資格更新手数料は22,000円(消費税込み)とする。
 - 4 有効期限を経過した場合、経営事項審査等における加点対象とはならない。

第13章 雑 則

(受講者および受験者の不正行為に対する措置)

- 第64条 会長は、不正な方法により受講・受験をし、又はしようとした者に対し、受講・受験を禁じ、その合格を無効とする。

(秘密の保持)

- 第65条 協会役員若しくは講習事務に携わった者は、講習事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿等の管理)

- 第66条 規則第18条の3の14に基づき、帳簿及び書類は、確実かつ秘密の漏れのないよう、保存期間を定めて保存管理しなければならない。
- 2 帳簿及び書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 講習実施要項(実施年月日、実施場所)	廃止期日まで
(2) 試験実施要項(実施年月日、実施場所)	廃止期日まで
(3) 受講者名簿(受講番号、氏名、生年月日)	廃止期日まで
(4) 受験者名簿(受験番号、氏名、合否)	廃止期日まで
(5) 登録基幹技能者講習修了証交付台帳	廃止期日まで
(6) 受講申込書および添付書類	受講日から3年間
(7) 受験申込書および添付書類	実施日から3年間
(8) 試験結果表	実施日から3年間
(9) 講習会に用いた教材、テキスト	実施日から3年間
(10) 終了した試験問題と答案用紙	実施日から3年間

- 3 帳簿の保存は、電子計算機に備えられたファイル及び磁気ディスク等で行ってもよい。

(講習事務の細目)

第67条 この規程に定めるもののほか、講習事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成20年度定時総会（平成20年6月3日）にて制定し、平成20年10月1日から施行する。

2 この規程は平成23年度定時総会（平成23年6月7日）にて改定し、平成24年4月1日から施行する。

3 この規程は平成24年度定時総会（平成24年6月5日）にて改定し、平成24年6月6日から施行する。

4 この規程は平成25年度定時総会（平成25年5月28日）にて改定し、平成25年5月29日から施行する。

5 この規程は平成27年度定時総会（平成27年5月28日）にて改定し、平成27年5月29日から施行する。

6 この規程は平成29年度定時総会（平成29年6月 2日）にて改定し、平成29年6月3日から施行する。

7 この規程は建設業施行規則の改正（平成29年11月10日）をもって改定し、平成30年4月1日から施行する。

8 この規程は年号改正（令和1年5月1日）及び消費税改正（令和1年10月1日）により、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第1条（施行期日）第1条7項について、講習を修了した者、再交付を希望する者、講習修了証を更新する者に交付する講習修了証への第47条2項(1)⑥および(2)③の記載については、この規定の施行後、速やかに対応するものとするが、施行後1年間の猶予期間を設けるものとする。

2（施行期日）第1条7項について、講習修了証の交付を受けた者は、第47条2項(1)⑥の事項の記載を追加することを希望する場合、講習修了証の再交付を申請することができる。

3（施行期日）第1条7項について、再交付に必要な手数料は自己負担とし、金額は2,200円（消費税込み）とする。